

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 8 日

各県立特別支援学校長 殿

特別支援教育課長

県立特別支援学校における卒業式の実施について

昨日、内閣総理大臣から、小・中・高等学校及び特別支援学校の臨時休業要請についての考えが示され、これを受け文部科学事務次官から正式に同趣旨の通知がありました。これを踏まえ、県教育委員会において検討を行った結果、3月2日から学年末休業日の開始日までの期間、県立特別支援学校を臨時休業とすることとなりました。

つきましては、2月27日付け事務連絡「県立特別支援学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応について」で示した卒業式の実施に関する対応方針を下記のとおり変更いたします。

各学校においては、趣旨をご理解の上、適切に対応していただくようお願いします。

記

- (1) 臨時休業中であっても卒業式は実施できるが、原則として卒業生、保護者、学校職員のみで行う。保護者の参加については、できるだけ人数が少なくなるよう、保護者に理解を求める。
- (2) 来賓の出席については、原則としてお断りをする。教育委員会からの出席もなしとする。なお、県議会議員、教育委員会からの出席者への連絡は高校教育課が行う。
- (3) 卒業式の実施にあたっては、令和2年2月25日付け文部科学省事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」を参考に、風邪のような症状のある者の不参加を徹底するとともに、アルコール消毒薬の設置、会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保する等の感染拡大防止の措置をできる限り講じる。また、児童生徒の在校時間が極力短くなるよう開催方法の工夫について十分に配慮する。

以上